

11/15 翌年 2/15 まで

※ただし、ニホンジカ、イノシシに限り、11月15日～翌年3月15日まで（兵庫県の全域）

# 今年も狩猟の シーズンはです。

違反ゼロ

お互いに注意して  
違反や事故のないよう心がけましょう。

## お願い

- たくさんのハンターが入山します（特に休日等）。一般の入山者も注意して、お互いに事故のないようにしましょう。
- なるべく目立つ服装で入山し、事故防止にご協力ください。
- ニホンジカ、イノシシについて狩猟期間が上記のとおり延長されています。入山の際は十分ご注意ください。
- 「わな」は非常に危険ですので、設置の看板（標識）がある場所には近づかないでください。

入山者の  
皆さんへ

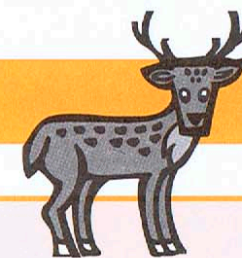
R70

古紙製紙率70%再生紙を使用しています

兵 庫 県

24農P2-054B4

## 狩猟者の皆さんへ



### お願い

- 法令を守り、違反や事故のない、正しい狩猟を行いましょう。
- 銃による事故が発生しています。発砲にあたっては、必ず矢先（獲物）の確認をしてください。
- 鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域（銃器）、休猟区などの区域は昨年度と同じとは限りません。今一度確かめましょう。
- 網、わなには、住所、氏名等、法令で定められた標識をつけましょう。
- 果実等を所有者に無断で持ち帰ることは法律違反です。また、空き缶やごみを捨てて帰ることのないよう良識をもった行動をしましょう。
- 猟犬は必ず連れて帰りましょう。
- たき火、たばこの火には十分注意しましょう。
- 猟仲間同士による事故防止のため、目立つ帽子や服装を心がけましょう。
- 兵庫県では、「出猟カレンダー」等による捕獲数、目撃数情報を収集しています。生息数動向の重要な物差しの一つとなりますので、登録証返納時に必ず提出してください。

### お知らせ

- 兵庫県内のクマ（ツキノワグマ）は、平成8年度から狩猟での捕獲が禁止されました。また、ウズラ、メスマドリ及びメスキジについても捕獲が禁止されています。
- メスジカについて、平成19年5月25日付の環境省令第12号において捕獲禁止措置が解除されたことにより、狩猟が可能となりました。シカの適切な個体数管理のためにメスジカの捕獲にご協力をお願いします。
- ニホンジカ及びイノシシに限り兵庫県全域で3月15日まで狩猟ができます。
- ニホンジカについて、兵庫県全域で1日あたり無制限に捕獲できます。
- 平成12年度から、同時に設置できるわなの個数は30個以内となりました。設置場所を忘れないよう地図などに記録しておきましょう。
- くくりわなについては、輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締め付け防止金具のないものは使用できません。（ただし、淡路地域では、ニホンジカ及びイノシシについて輪の直径の制限は解除）  
また、ニホンジカ及びイノシシにあつては、これに加えワイヤの直径が4ミリメートル未満のもの及びよりもどしのないものも禁止です。
- とらばさみについては、平成19年度から使用が禁止となりました。
- 毎年1月中旬に環境省主催により「ガン・カモ調査」が全国で実施されています。今年度、兵庫県では1月6日から20日に当該調査が行われる予定ですので、狩猟者の皆さんには、この期間のカモ猟の自粛をお願いします。